（会則の認可）

第四十一条　［略］

２　［略］

［一・二　略］

［号を削る。］

（研修）

第四十三条の二　連合会及び調査士会は、調査士会の会員に必要な専門的な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修を実施するものとする。

２　調査士は、資質の向上のため、連合会及びその所属する調査士会が実施する前項の研修を受けるように努めなければならない。

（連合会への情報提供）

第四十三条の三　法務大臣は、連合会の求めに応じ、調査士会の会員の品位を保持するため調査士会及びその会員の指導に必要な限度において、第四十条第二項の規定による調査の委嘱に関する情報を提供することができる。

第九章　公共嘱託登記土地家屋調査士協会

（協会の領収証）

第四十六条　［略］

２　前項の領収証は、電磁的記録をもつて作成及び保存をすることができる。

（協会の事件簿）

第四十七条　［略］

２　第二十八条第二項の規定は、前項の事件簿について準用する。この場合において、同条第二項中「七年間」とあるのは、「五年間」と読み替えるものとする。

（届出、報告及び検査）

第四十八条　［略］

［一・二　略］

三　解散したとき（法第六十五条において読み替えて準用する法第四十三条第一項第三号の規定による処分があつたときを除く。）。

２　［略］

［号を削る。］

一・二　［略］

［３～５　略］

（準用）

第四十九条　第二十四条及び第二十五条の規定は協会の業務について、第四十条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「法務大臣（法第六十六条の二の規定により法第四十四条第一項及び第二項に規定する懲戒の手続に関する権限の委任を受けた法務局又は地方法務局の長を含む。次項及び第三項において同じ。）」とあり、及び「法務大臣」とあるのは「法務局又は地方法務局の長」と、「法第四十二条又は第四十三条第一項の規定による処分」とあるのは「法第六十五条において読み替えて準用する法第四十三条第一項の規定による処分」と読み替えるものとする。

（会則の認可）

第四十一条　［同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

三　代表者の資格を証する書面

［条を加える。］

第九章　［同上］

（協会の領収証）

第四十六条　［同上］

［項を加える。］

（協会の事件簿）

第四十七条　［同上］

２　第二十八条第二項の規定は、前項の事件簿について準用する。

［条を加える。］

（届出、報告及び検査）

第四十八条　［同上］

［一・二　同上］

三　解散したとき（法第六十五条において準用する法第四十三条第一項第三号の規定による処分があつたときを除く。）。

２　［同上］

一　前項第一号の場合　登記事項証明書

二・三　［同上］

［３～５　同上］

（準用）

第四十九条　第二十四条及び第二十五条の規定は協会の業務について、第三十七条及び第四十条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。この場合において、第三十七条第一項中「法第四十四条第一項」とあるのは「法第六十五条において準用する法第四十四条第一項」と、同条第五項中「法第四十三条第一項又は第二項」とあるのは「法第六十五条において準用する法第四十三条第一項又は第二項」と、第四十条第一項中「法第四十二条又は第四十三条の規定による処分」とあるのは「法第六十五条において準用する法第四十三条の規定による処分」と読み替えるものとする。